

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

年 月 日

西尾市長 様

住所 _____

氏名 _____

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)＋床の下地板＋表面の仕上材 からなっています。)

- ☐ 床組 又は 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- (※壁の構造は、
- ☐ ① 柱・はり＋下地材＋表面材(壁紙など)
 - ☐ ② 柱・はり＋仕上板(プリント合板・板など)
 - ☐ ③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。)

- ☐ 柱・はり 又は 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

西尾市長 様

被災した住宅の
住所を記入

令和〇年〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 愛知 太郎

世帯主の氏名を記

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所 床、壁

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)・炊事室・トイレ・浴室これらをつなぐ廊下です。

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)＋床の下地板＋表面の仕上材 からなっています。)

☐ 床組 又は 下地板 が壊れている。

☒ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。

☐ 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、

☒ ① 柱・はり＋下地材＋表面材(壁紙など)

☐ ② 柱・はり＋仕上板(プリント合板・板など)

☐ ③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。)

☐ 柱・はり 又は 下地板 が壊れている。

☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。

☒ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。

☐ 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

☐ 屋根の下地材 が壊れている。

☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。

☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄